

令和7年5月12日  
公正取引委員会

## 第1 下請法の運用状況

### 1 定期調査の実施状況等

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にある。

このため、公正取引委員会では、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を情報提供しやすい環境の整備に取り組むことにより、違反行為の発見のために積極的な情報収集に努めている。

#### (1) 定期調査の実施（第1表参照）

資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者90,000名及び当該親事業者と取引のある下請事業者330,000名を対象に定期調査を実施した。

第1表 定期調査の実施状況

[単位：名]

	親事業者調査	下請事業者調査	合計
令和6年度	90,000	330,000	420,000
製造委託等（注1）	53,144	214,316	267,460
役務委託等（注2）	36,856	115,684	152,540
令和5年度	80,000	330,000	410,000
製造委託等	46,900	199,138	246,038
役務委託等	33,100	130,862	163,962
令和4年度	70,000	300,000	370,000
製造委託等	37,993	176,799	214,792
役務委託等	32,007	123,201	155,208

（注1）製造委託等：製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）役務委託等：情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部

下請取引調査室 電話03-3581-3374（直通）（第1関係）

企業取引課 電話03-3581-3373（直通）（第2関係）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

（下請法に係る相談・申告等 <https://www.jftc.go.jp/shitauke/madoguti.html>）

令和6年度は、令和5年度に引き続き、適正な価格転嫁の実現に向けた買いたたき行為の取締り強化や金型の無償保管行為の取締り強化等のため、調査対象となる親事業者数を令和5年度から10,000名拡大した。

また、下請事業者を対象とした定期調査においては、

- ①情報源が親事業者に決して知られることのないよう秘密を厳守していること
- ②定期調査等を情報源として多くの下請法違反行為の是正措置を採っていること
- ③下請事業者が被った不利益の原状回復の状況を案内することにより、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を回答しやすい環境の整備に努めている。

## (2) 申告関係

下請法違反被疑事実の報告（以下「申告」という。）が行われた場合、公正取引委員会は、申告した下請事業者が親事業者に特定されることがないように、申告に係る情報を厳重に管理するとともに、その旨を広く周知するなど、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を申告しやすい環境の整備に努めつつ、情報提供を促している（令和4年1月26日に設置した「違反行為情報提供フォーム」に関しては、後記第2の3(3)を参照）。

また、当委員会が調査に着手する前に、親事業者が違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案について、当委員会は、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（詳細については、後記2(1)イ(イ)参照）。

## 2 下請法違反被疑事件の処理状況

### (1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況

#### ア 新規着手状況（第2表参照）

新規に着手した下請法違反被疑事件は8,272件である。事件の端緒別内訳をみると、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った定期調査によるものが8,152件、下請事業者等からの申告によるものが119件、中小企業庁長官からの措置請求が1件である。

#### イ 処理状況（第2表参照）

下請法違反被疑事件の処理件数は8,306件であり、このうち、8,251件について、①下請法第7条の規定に基づく勧告又は②違反行為の改善を求める指導の措置を講じている。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

年度	新規着手件数				処理件数				
	定期調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導(注)	小計		
令和6年度	8,152	119	1	8,272	21	8,230	8,251	55	8,306
製造委託等	5,369	85	1	5,455	17	5,420	5,437	31	5,468
役務委託等	2,783	34	0	2,817	4	2,810	2,814	24	2,838
令和5年度	8,120	112	0	8,232	13	8,268	8,281	47	8,328
製造委託等	5,244	62	0	5,306	12	5,329	5,341	21	5,362
役務委託等	2,876	50	0	2,926	1	2,939	2,940	26	2,966
令和4年度	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757
製造委託等	5,063	44	0	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
役務委託等	3,125	35	0	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393

(注) 指導件数には違反のおそれのある行為に対する指導件数を含む。

(7) 勧告（第1図及び別紙1参照）

令和6年度の勧告件数は21件であり、そのうち、製造委託等に係るものが17件、役務委託等に係るものが4件であった。

勧告事件の概要は別紙1のとおりであり（令和2年度以降の勧告事件については、参考資料を参照）、勧告の対象となった違反行為類型の内訳については、不当な経済上の利益の提供要請が11件、下請代金の減額が8件、やり直し等が2件、受領拒否が1件、返品が1件、買ったたきが1件、購入等強制が1件となっている<sup>(注)</sup>。

具体的な違反行為としては、

- ・ 不当な経済上の利益の提供要請については、下請事業者親事業者が所有する金型等は無償で保管させる行為
- ・ 減額については、親事業者が自社の原価低減を図るため「価格協力」の名目で下請代金の差引きを行っていた行為
- ・ やり直し等については、下請事業者からの納品後、発注書等で示された仕様等からは作業が必要であることが分からないやり直しを無償でさせていた行為
- ・ 受領拒否については、下請事業者が製造した商品について、受領期日を経過しているにもかかわらず、その一部を受領していない行為
- ・ 買ったたきについては、親事業者が自社の収益改善を図るため、発注単価の改定を行う旨を下請事業者へ通知した上で、下請事業者と十分な協議を行うことなく、発注単価を引き下げることを一方的に決定し、引下げ後の単価を適用した行為

等が対象となった。

なお、減額に関する勧告のうち1件については、中小企業庁長官からの措置請求に基づくものであった。

(注) 1件の勧告事件において複数の違反行為類型について勧告を行っている場合があるため、違反行為類型の内訳の合計数と勧告件数とは一致しない。

(イ) 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案（第3表及び第1図参照）

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者の受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置等、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日公表<sup>(注1)</sup>）。

令和6年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出は32件であった。また、同年度に処理した自発的な申出は36件であった。

令和6年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出により、下請事業者525名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額3億5328万円相当の原状回復が行われた<sup>(注2)</sup>。

(注1) [https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke\\_tetsuduki/081217.html](https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html)

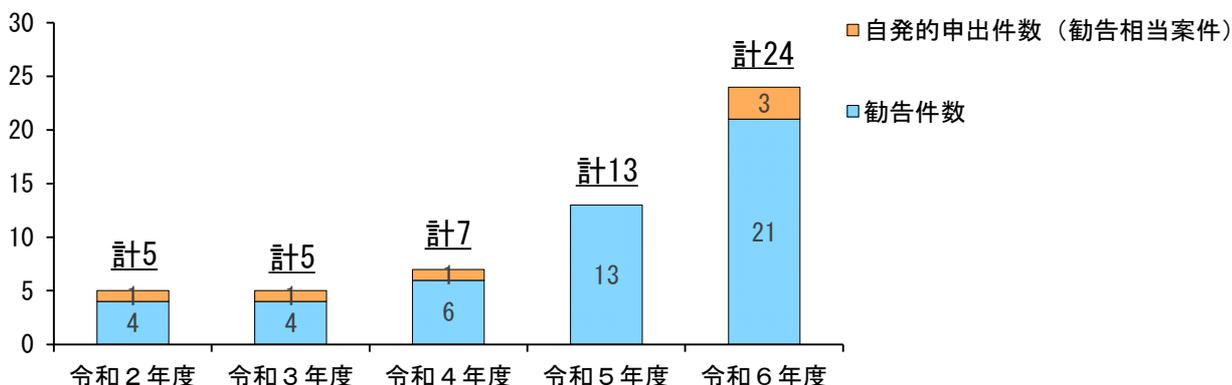
(注2) 後記(4)記載の金額に含まれている。

第3表 自発的な申出の件数等

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規に受けた自発的な申出の件数	24件	32件	23件	39件	32件
処理した自発的な申出の件数	58件	34件	20件	39件	36件
自発的な申出による原状回復の金額	1億4437万円	1億4896万円	8億2106万円	7770万円	3億5328万円
自発的な申出により原状回復を受けた下請事業者数	3,230名	433名	91名	2,158名	525名

第1図 勧告件数及び自発的な申出件数（勧告相当案件）の推移

[単位：件]

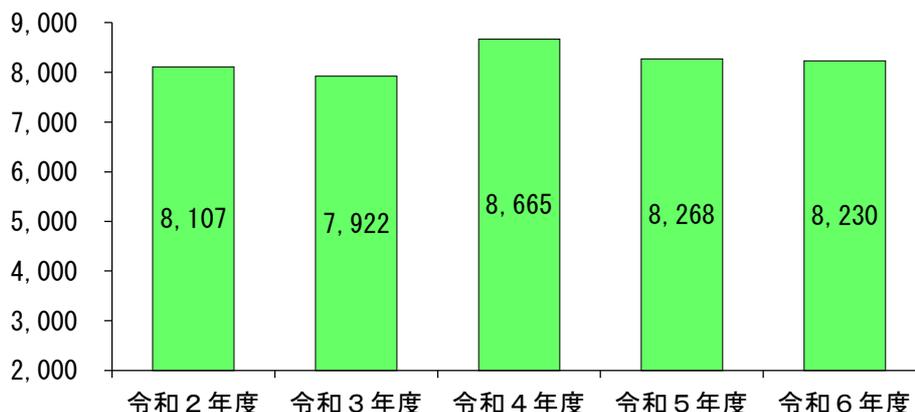


(ウ) 指導（第2図参照）

令和6年度の指導件数は8,230件であり、そのうち製造委託等に係るものが5,420件、役務委託等に係るものが2,810件であった。

第2図 指導件数の推移

[単位：件]



(エ) 価格転嫁に関連する下請法違反事例（別紙1及び別紙2参照）

公正取引委員会は、サプライチェーン全体での価格転嫁の取組が重要な政策的課題になっていることを踏まえ、令和6年度においては、下請法違反行為について改善指導を行った親事業者8,251名に対し、最低賃金の引上げ等に伴い、下請事業者に対し買いたたき、下請代金の減額、支払遅延等の下請法違反行為を行わないよう注意喚起を行った。また、下請代金の減額について勧告8件、指導1,255件を行うとともに、買いたたきについては勧告1件、指導851件を行った。

買いたたきに関連するその他の下請法違反の実例は別紙2のとおりである。

(オ) 金型に関連する下請法違反事例（別紙1及び別紙2参照）

公正取引委員会は、平成28年12月、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年12月11日公正取引委員会事務総長通達第18号）に型・治具の無償保管要請に関する事例を追加し、どのような行為が違反となるかの判断の参考を示したほか、平成30年12月には、中小企業庁と連名で金型の取引に関する実態調査を実施し、その結果を公表して関係業界に周知するなど、関係省庁との連携を図りながら、金型等の無償保管の問題に取り組んできた。また、金型等に関する取引条件の改善については、中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議（令和2年12月から中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議）等において議論されており、令和元年8月からは「型取引の適正化推進協議会」が開催され、同年12月には報告書が取りまとめられている。

これらも踏まえ、公正取引委員会は、不適切な取引事案については厳正に

対処することとしているところ、令和6年度においては、下請事業者に貸与していた親事業者が所有する金型及び治具等について、当該金型及び治具等を用いて製造する部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者が無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していたとして、9件の勧告を行った（別紙1参照）。

金型に関連するその他の下請法違反の実例は別紙2のとおりである。

(カ) 下請代金支払の適正化に関連する取組

公正取引委員会は、令和6年4月30日、「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について」（令和6年4月30日付け官房審議官通知）を策定し、また、「一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について」（昭和60年12月25日取引部長通知）及び「電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について」（平成21年6月19日取引部長通知）を改正し、手形、一括決済方式又は電子記録債権（以下「手形等」という。）を下請代金の支払手段として用いる場合のサイトの基準について、業種を問わず60日にするるとともに、親事業者がこれを超える長期の手形等を支払手段として用いる場合、割引困難な手形（一括決済方式又は電子記録債権の場合は支払遅延）に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し指導することとし、令和6年11月1日から運用を開始した。

こうした中で、当委員会は、令和6年度、下請法違反行為について改善指導を行った親事業者に対し、当該指導に加えて、令和6年4月30日付けの指導基準等の内容に関する注意喚起を行ったほか、中小企業庁との連名で、令和6年度の定期調査において、サイトが60日超の手形等により下請代金を支払っており、現金払への変更や手形等のサイト短縮の予定もないとした親事業者約700名に対し、令和6年11月1日以降、手形等により下請代金を支払う場合の手形等のサイトを60日以内に短縮することを求める注意喚起を行った。さらに、令和7年1月、当該注意喚起の対象者に対して電話によるフォローアップを行い、違反のおそれがある事業者に対しては指導を行った（116件）。手形等のサイト短縮に向けた取組については後記第2の3(2)参照。

(キ) 下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組

公正取引委員会及び中小企業庁は、令和4年5月20日、下請法違反行為の再発防止が不十分と認められる事業者に対し下請法に基づく指導を行う際に、取締役会決議を経た上での改善報告書の提出を求めていくこととした。

当委員会は、令和6年度には、4件について、取締役会決議を経た上での改善報告書の提出を求めた。

ウ 都道府県ごとの措置件数（別紙3参照）

措置件数（勧告又は指導を行った事件の件数をいう。以下同じ。）8,251件の地区ごとの内訳は別紙3のとおりである。

地区ごとの措置件数をみると、①関東甲信越地区が最も多く（4,264件、

51.7%)、②近畿地区(1,286件、15.6%)、③中部地区(807件、9.8%)がこれに続いている。

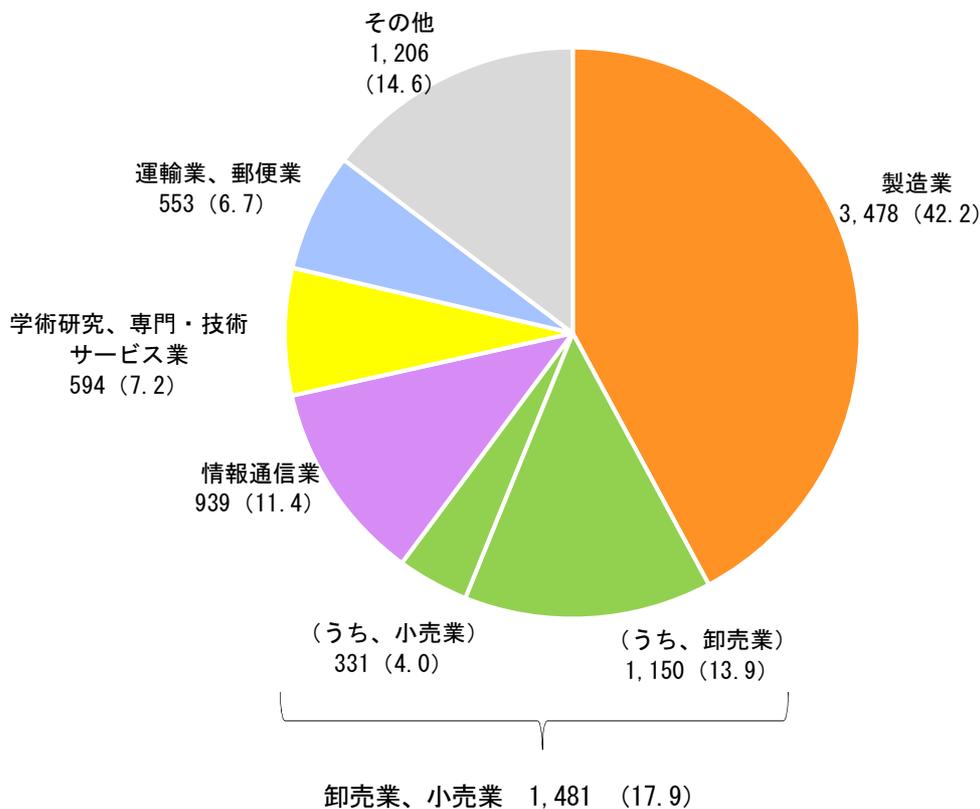
## (2) 措置件数の業種別内訳

### ア 全体の状況(第3図参照)

下請法違反事件に係る措置件数は8,251件であり、措置件数を業種別にみると、①製造業が最も多く(3,478件、42.2%)、②卸売業、小売業(1,481件、17.9%)、③情報通信業(939件、11.4%)がこれに続いている。これは、これらの業種に属する事業者が多いこと、及びこれらの業種において下請取引が多く行われていることが要因であると考えられる。

第3図 措置件数(8,251件)の業種別内訳(日本標準産業分類大分類)

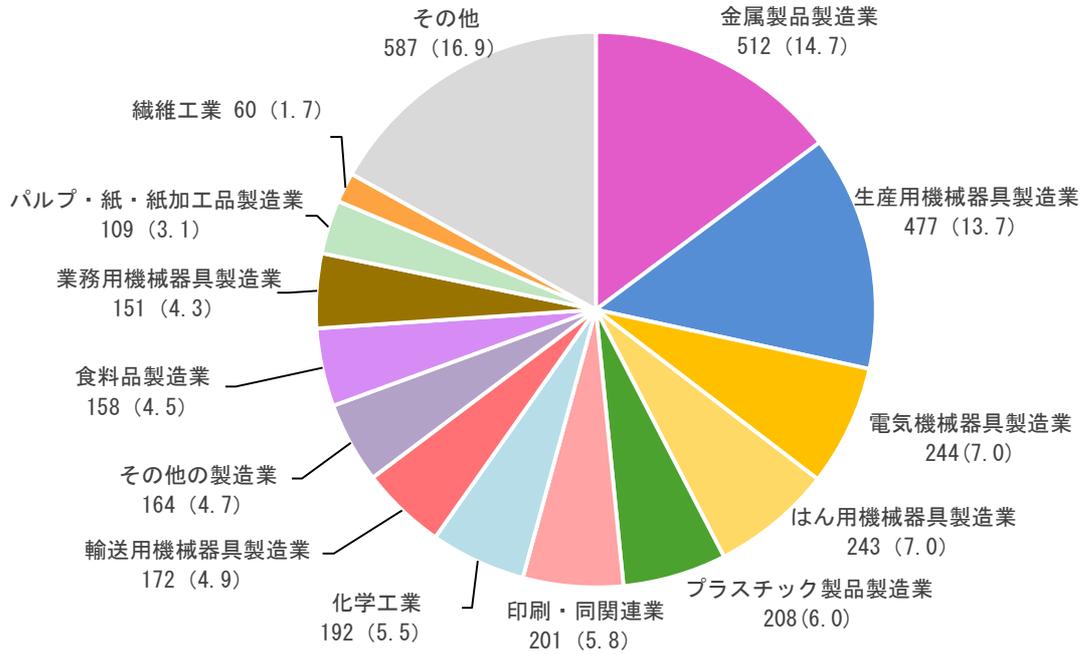
[単位: 件、(%)]



(注) ( ) 内の数値は措置件数全体に占める比率である。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

第3-1図 製造業に対する措置件数(3,478件)の内訳(日本標準産業分類中分類)

[単位: 件、(%)]

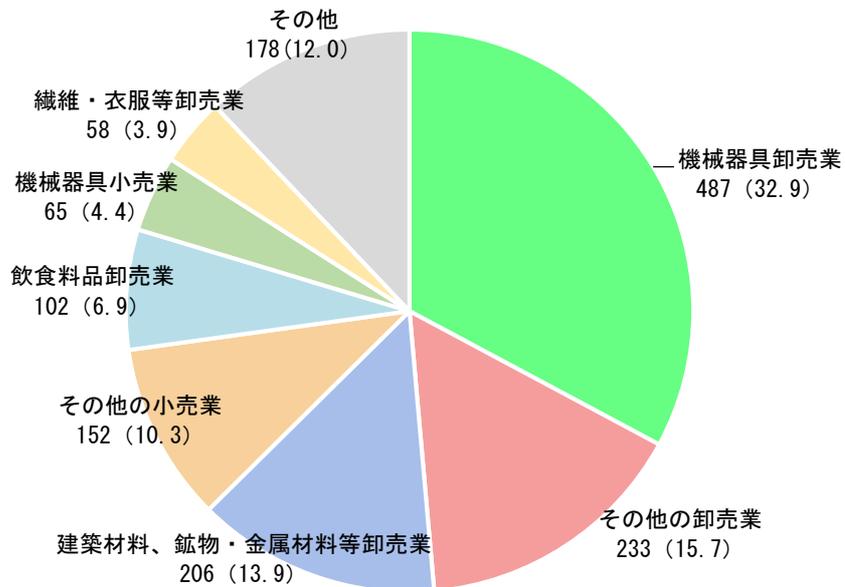


(注) ( ) 内の数値は製造業に対する措置件数に占める比率である。

第3-2図 卸売業、小売業に対する措置件数(1,481件)の内訳

(日本標準産業分類中分類)

[単位: 件、(%)]

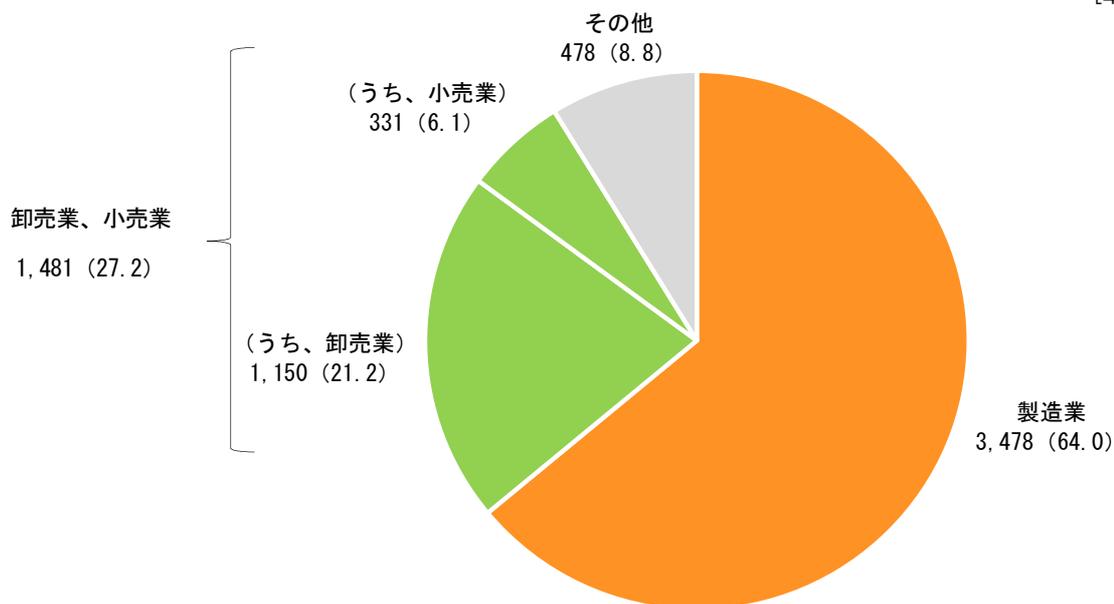


(注) ( ) 内の数値は卸売業、小売業に対する措置件数に占める比率である。

イ 製造委託等の状況（第4図参照）

第4図 製造委託等に係る措置件数（5,437件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）

[単位：件、(％)]

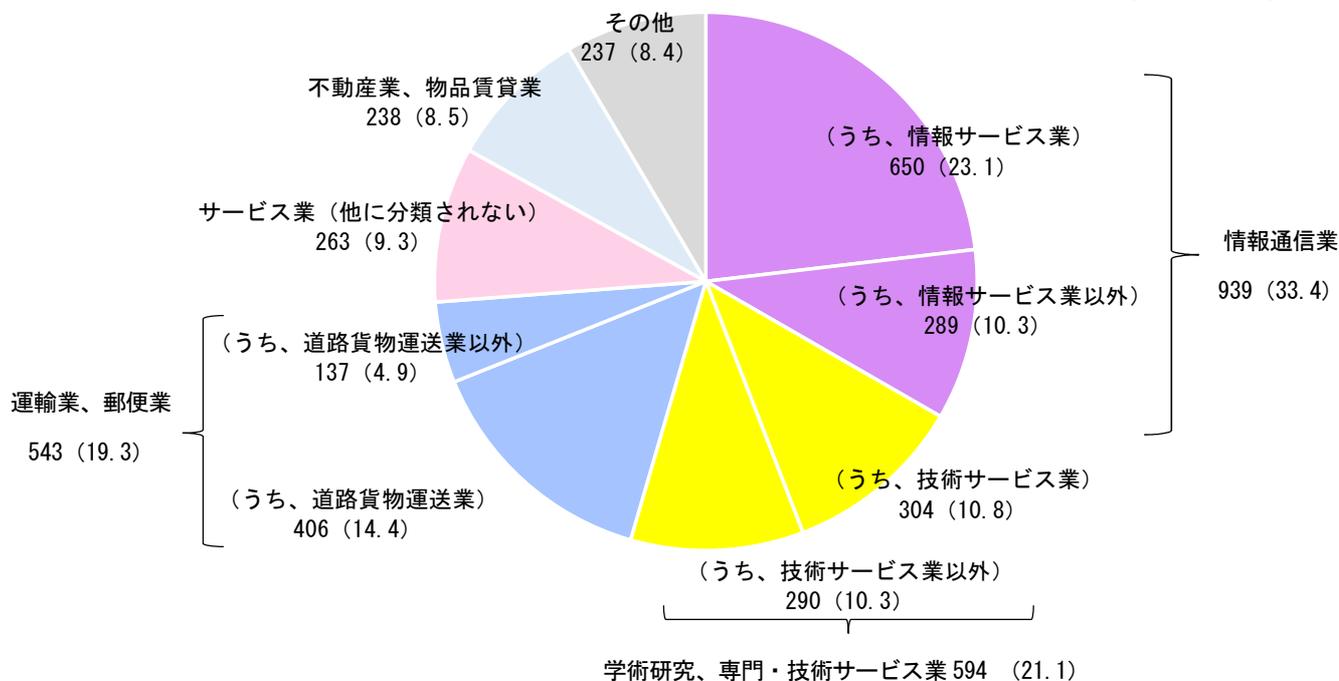


(注) ( ) 内の数値は製造委託等に係る措置件数に占める比率である。

ウ 役務委託等の状況（第5図参照）

第5図 役務委託等に係る措置件数（2,814件）の業種別内訳（日本標準産業分類中分類）

[単位：件、(％)]



(注) ( ) 内の数値は役務委託等に係る措置件数に占める比率である。

(3) 下請法違反行為の類型別件数等（第4表参照）

ア 全体の状況（第6図参照）

(7) 勧告又は指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると全体で13,757件となり、そのうち、発注書面の交付義務等を定めた手続規定に係る違反（下請法第3条、第5条又は第9条違反）が6,580件、親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反（下請法第4条違反）が7,177件となっている。

(イ) 実体規定違反件数7,177件の行為類型別内訳をみると、①支払遅延が4,094件（実体規定違反行為の類型別件数の合計の57.0%）と最も多く、次いで②下請代金の減額が1,263件（同17.6%）、③買ったたきが852件（同11.9%）となっており、これら3つの行為類型で全体の約9割を占めている。

第4表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件、（%）]

	手続規定				実体規定												合計
	書面交付義務	書類保存義務	虚偽報告	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
令和6年度	5,944 (90.3)	633 (9.6)	3 (0.0)	6,580 (100)	42 (0.6)	4,094 (57.0)	1,263 (17.6)	17 (0.2)	852 (11.9)	39 (0.5)	73 (1.0)	309 (4.3)	408 (5.7)	80 (1.1)	0 (0.0)	7,177 (100)	13,757
製造委託等	4,057 (90.7)	414 (9.3)	2 (0.0)	4,473 (100)	37 (0.8)	2,570 (52.8)	948 (19.5)	16 (0.3)	507 (10.4)	24 (0.5)	71 (1.5)	294 (6.0)	350 (7.2)	53 (1.1)	0 (0.0)	4,870 (100)	9,343
役務委託等	1,887 (89.6)	219 (10.4)	1 (0.0)	2,107 (100)	5 (0.2)	1,524 (66.1)	315 (13.7)	1 (0.0)	345 (15.0)	15 (0.7)	2 (0.1)	15 (0.7)	58 (2.5)	27 (1.2)	0 (0.0)	2,307 (100)	4,414
令和5年度	6,151 (91.7)	556 (8.3)	3 (0.0)	6,710 (100)	48 (0.7)	3,995 (59.2)	1,090 (16.1)	21 (0.3)	879 (13.0)	41 (0.6)	61 (0.9)	197 (2.9)	348 (5.2)	73 (1.1)	0 (0.0)	6,753 (100)	13,463
製造委託等	4,149 (92.5)	335 (7.5)	3 (0.1)	4,487 (100)	43 (1.0)	2,352 (53.5)	827 (18.8)	20 (0.5)	558 (12.7)	20 (0.5)	60 (1.4)	187 (4.3)	292 (6.6)	38 (0.9)	0 (0.0)	4,397 (100)	8,884
役務委託等	2,002 (90.1)	221 (9.9)	0 (0.0)	2,223 (100)	5 (0.2)	1,643 (69.7)	263 (11.2)	1 (0.0)	321 (13.6)	21 (0.9)	1 (0.0)	10 (0.4)	56 (2.4)	35 (1.5)	0 (0.0)	2,356 (100)	4,579
令和4年度	6,697 (88.9)	834 (11.1)	0 (0.0)	7,531 (100)	49 (0.7)	4,069 (57.3)	1,273 (17.9)	22 (0.3)	913 (12.9)	50 (0.7)	71 (1.0)	225 (3.2)	349 (4.9)	73 (1.0)	4 (0.1)	7,098 (100)	14,629
製造委託等	4,271 (89.7)	492 (10.3)	0 (0.0)	4,763 (100)	36 (0.8)	2,273 (52.3)	860 (19.8)	19 (0.4)	524 (12.1)	31 (0.7)	61 (1.4)	211 (4.9)	278 (6.4)	52 (1.2)	3 (0.1)	4,348 (100)	9,111
役務委託等	2,426 (87.6)	342 (12.4)	0 (0.0)	2,768 (100)	13 (0.5)	1,796 (65.3)	413 (15.0)	3 (0.1)	389 (14.1)	19 (0.7)	10 (0.4)	14 (0.5)	71 (2.6)	21 (0.8)	1 (0.0)	2,750 (100)	5,518

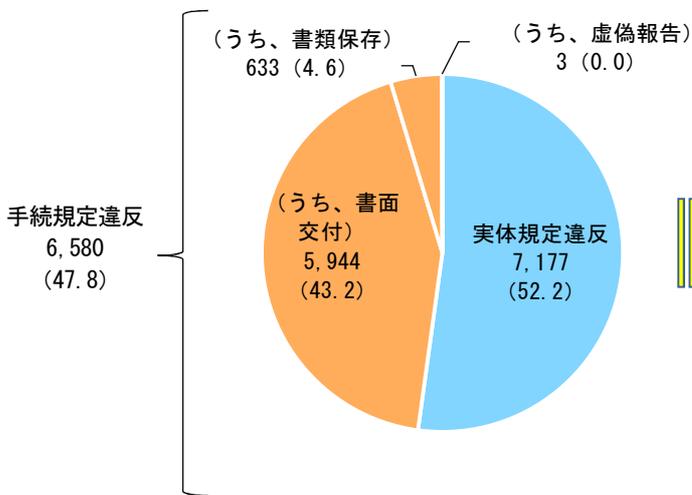
(注1) 1つの事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(注3) ( ) 内の数値は各手続規定違反類型又は各実体規定違反類型のそれぞれの小計の件数に占める比率である。

第6図  
 類型別件数（13,757件）の内訳

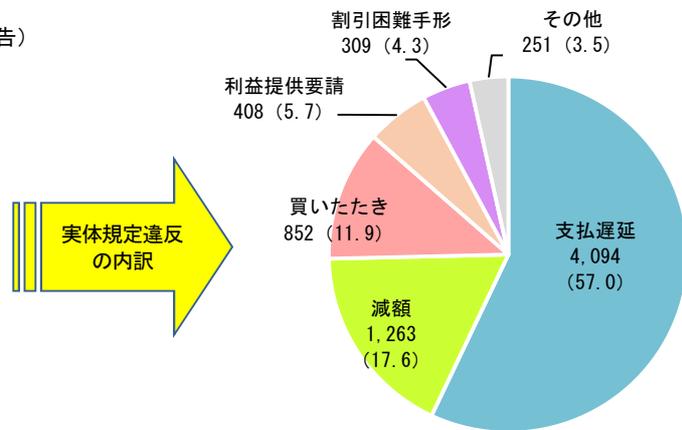
[単位：件、(％)]



(注) ( ) 内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。

第6-1図  
 実体規定違反件数（7,177件）の行為類型別内訳

[単位：件、(％)]

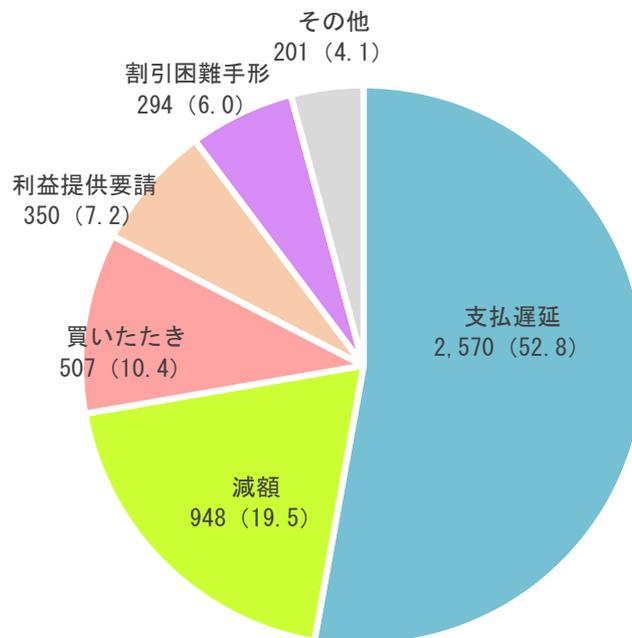


(注) ( ) 内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

イ 製造委託等の状況（第7図参照）

第7図 製造委託等に係る実体規定違反件数（4,870件）の行為類型別内訳

[単位：件、(％)]

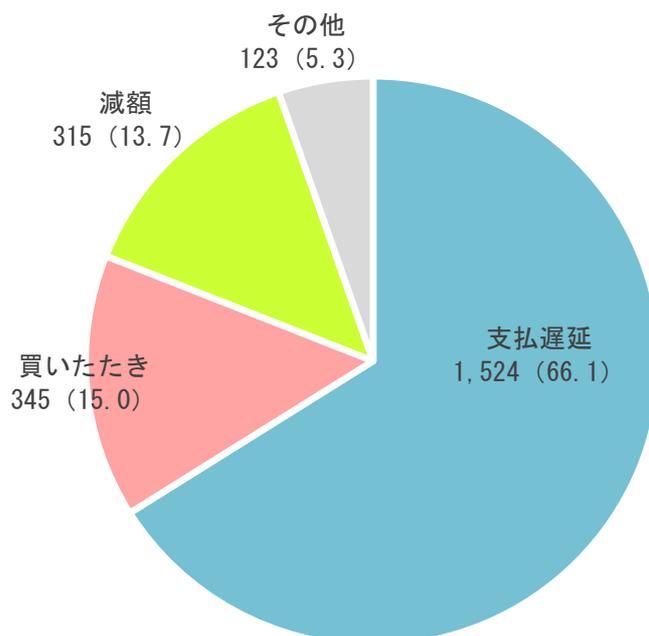


(注) ( ) 内の数値は製造委託等に係る実体規定違反件数の合計に占める比率である。

ウ 役務委託等の状況（第8図参照）

第8図 役務委託等に係る実体規定違反件数（2,307件）の行為類型別内訳

[単位：件、(%)]

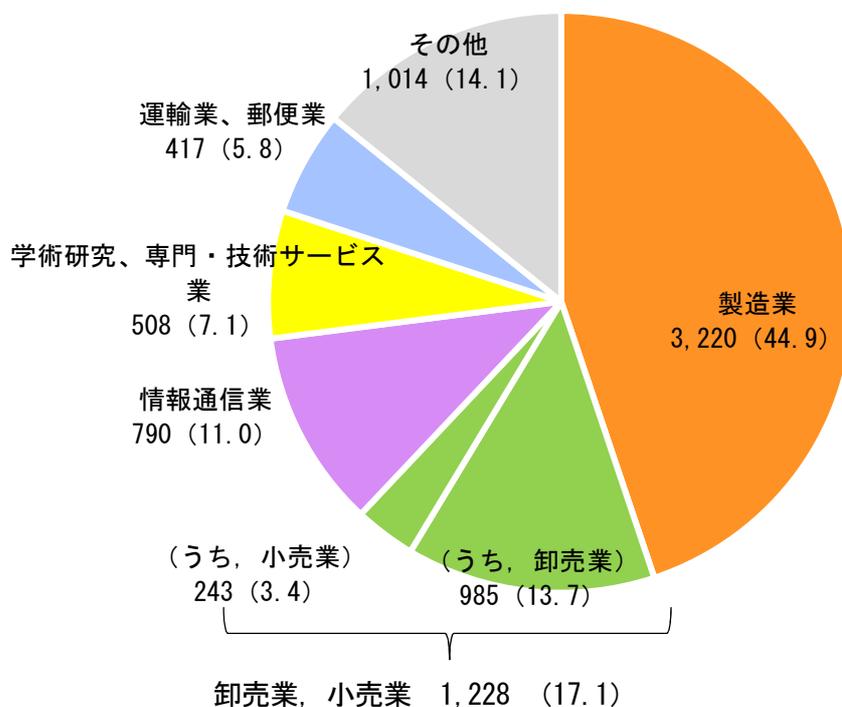


(注) ( ) 内の数値は役務委託等に係る実体規定違反件数の合計に占める比率である。

エ 実体規定違反件数の業種別内訳（第9図参照）

第9図 実体規定違反件数（7,177件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）

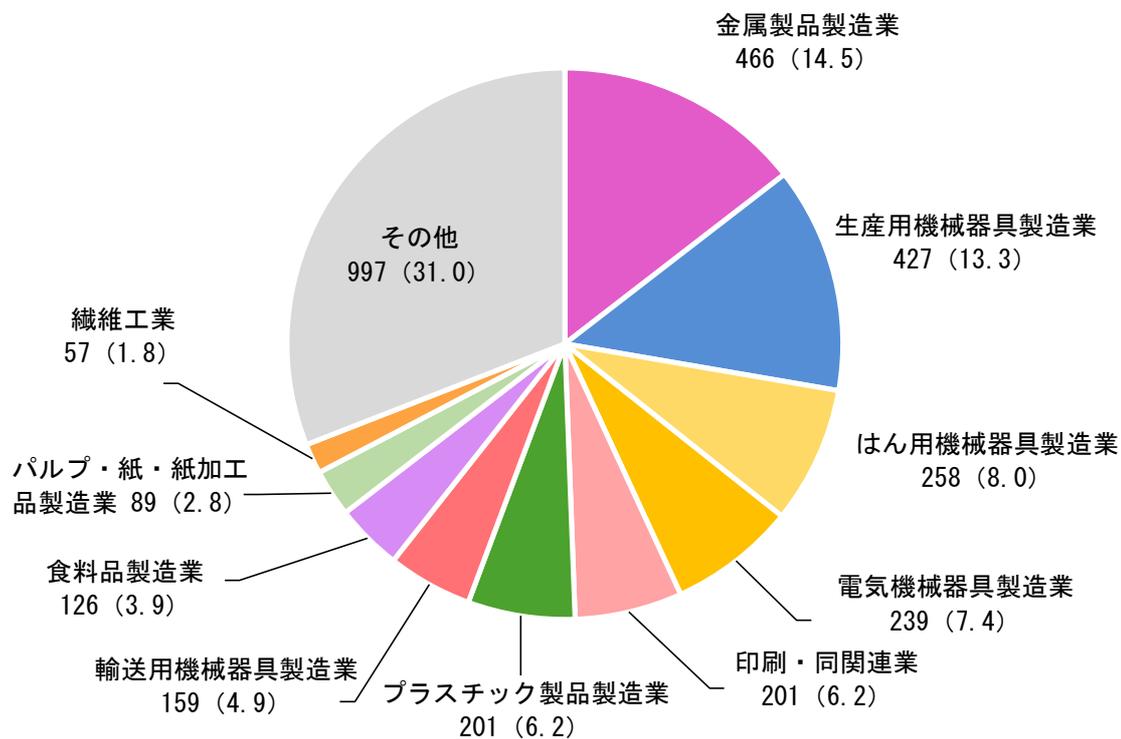
[単位：件、(%)]



(注) ( ) 内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

第9-1図 製造業に係る実体規定違反件数（3,220件）の内訳（日本標準産業分類中分類）

[単位：件、(％)]



(注) ( ) 内の数値は製造業に係る実体規定違反件数の合計に占める比率である。

(4) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況（第5表、第10図及び第11図参照）

令和6年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者149名から、下請事業者3,026名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額13億5279万円相当の原状回復が行われた。

第5表 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	年度	返還等を行った親事業者数(注1)	返還等を受けた下請事業者数(注1)	原状回復の金額(注2)
減額	令和6年度	52名	1,117名	10億164万円
	令和5年度	57名	3,747名	33億2274万円
	令和4年度	64名	4,046名	8億5561万円
不当な経済上の利益の提供要請	令和6年度	17名	327名	1億8959万円
	令和5年度	14名	201名	4770万円
	令和4年度	9名	140名	1865万円
返品	令和6年度	6名	119名	6048万円
	令和5年度	10名	330名	6968万円
	令和4年度	8名	266名	1億1512万円
支払遅延	令和6年度	65名	1,411名	5678万円
	令和5年度	87名	1,800名	2億4795万円
	令和4年度	95名	1,836名	1億4064万円
買ったたき	令和6年度	1名	1名	2840万円
	令和5年度	(注3)-	-	-
	令和4年度	1名	1名	302万円
やり直し等	令和6年度	5名	40名	1438万円
	令和5年度	2名	2名	3136万円
	令和4年度	1名	3名	16万円
受領拒否	令和6年度	1名	1名	144万円
	令和5年度	-	-	-
	令和4年度	1名	1名	139万円
有償支給原材料等の対価の早期決済	令和6年度	2名	10名	3万円
	令和5年度	2名	2名	1万円
	令和4年度	1名	1名	1万円
購入等強制	令和6年度	-	-	-
	令和5年度	2名	40名	844万円
	令和4年度	-	-	-
合計	令和6年度	149名	3,026名	13億5279万円
	令和5年度	174名	6,122名	37億2789万円
	令和4年度	180名	6,294名	11億3465万円

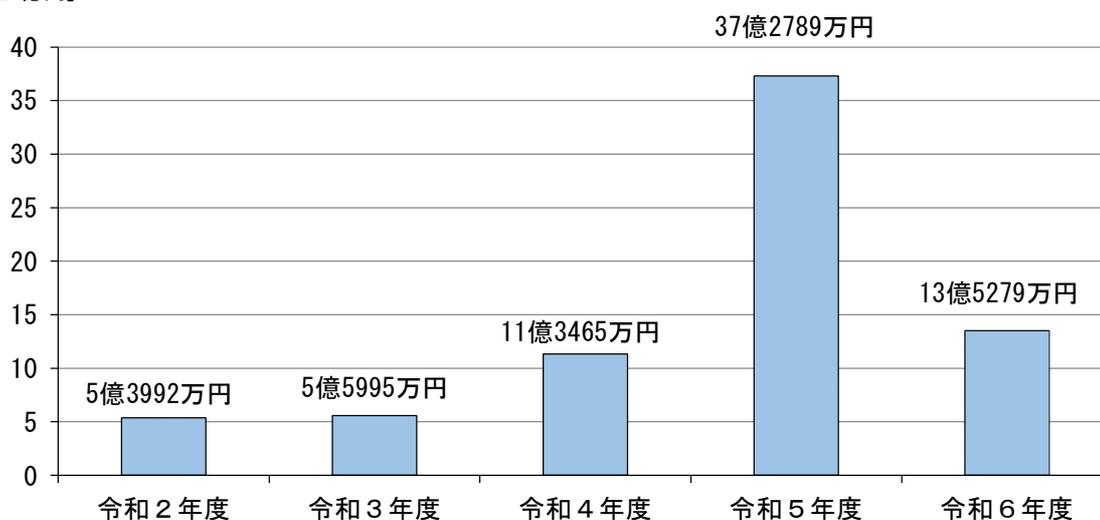
(注1) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

(注2) 違反行為類型ごとの原状回復額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない場合がある。

(注3) 該当がない場合を「-」で示した。

### 第10図 原状回復額の推移

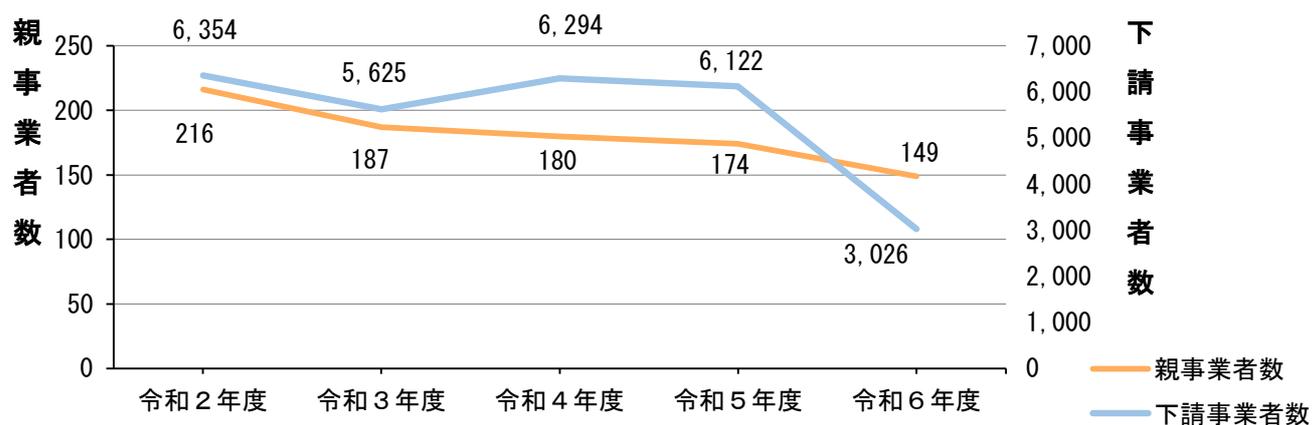
[単位:億円]



### 第11図 原状回復を行った親事業者数・原状回復を受けた下請事業者数の推移

[単位:名]

[単位:名]



## 第2 中小事業者等の取引適正化に向けた取組

公正取引委員会は、令和3年12月27日、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が取りまとめられたことを踏まえ、適正な価格転嫁の実現に向けて、従来にない取組を進めてきた。令和6年度における具体的な取組内容及び今後の取組は以下のとおり。

### <特設ウェブサイト>

取引適正化に向けた公正取引委員会の取組

[https://www.jftc.go.jp/partnership\\_package/index.html](https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index.html)

#### 1 企業取引研究会・下請法改正の検討

公正取引委員会は、適切な価格転嫁を我が国の新たな商慣習としてサプライチェーン全体で定着させていくための取引環境を整備する観点から、優越的地位の濫用規制の在り方について、下請法を中心に検討することを目的として、令和6年7月以降、関係有識者からなる「企業取引研究会」を中小企業庁との共催で6回開催した。また、同研究会における議論を経て、「企業取引研究会報告書」を取りまとめ、同年12月25日に公表した。

企業取引研究会報告書の提言等を踏まえ、近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、取引の適正化を通じてサプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくため、下請法について、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずること等を内容とする「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」が、令和7年3月11日、第217回通常国会に提出された。

#### 2 独占禁止法の執行強化

##### (1) 令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の実施

公正取引委員会は、令和5年度に実施した「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（以下「令和5年度特別調査」という。）の結果等を踏まえ、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会。以下「労務費転嫁指針」という。）の取組状況のフォローアップ等を目的として、11万名を超える事業者に対して「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（以下「令和6年度特別調査」という。）を行い、令和6年12月16日に結果を取りまとめ、公表した。

具体的には、令和6年6月に受注者・発注者の双方の立場での回答を求める書面調査（11万名）を実施した。また、令和5年度特別調査において注意喚起文書の送付対象となった8,175名に対して、フォローアップ書面調査を実施した。こ

これらの書面調査を踏まえて立入調査を369件実施し、労務費転嫁指針を知っていたものの、発注者としての行動指針及び発注者・受注者共通の行動指針のうち、一つでも指針に沿った行動を採らなかった発注者9,388名及び独占禁止法Q&A（公正取引委員会ウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のQ20）に該当する行為が認められた事業者6,510名に対し、注意喚起文書を送付した。さらに、令和6年5月から、令和5年度特別調査において事業者名公表の対象となった10名に対して、フォローアップ調査を実施した。当該10名は、価格転嫁円滑化に関する取組により、全体としては価格転嫁円滑化を相当程度進めていたが、一部の事業者については受注者から価格転嫁が円滑に進んでいないとの指摘も寄せられており、指摘された事業者にあつては、経営トップから価格協議の担当部門までの事業者全体としての当該取組の徹底等が求められる結果となった。

また、令和5年11月8日に公表した「価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表に係る方針について」に基づき、事業者名公表に係る個別調査の対象となり得ると認められる発注者に対し、事業者名の公表があり得る旨を予告した上で個別調査を実施し、当該個別調査の結果、令和7年3月14日、相当数の取引先に対して協議を経ない取引価格の据置き等が確認された事業者3名について、独占禁止法第43条の規定に基づきその事業者名を公表した。

## (2) 荷主と物流事業者との取引に関する調査の実施

公正取引委員会では、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、独占禁止法に基づき「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法」を指定し、荷主と物流事業者との取引の適正化に向けた調査を継続的に行っている。

当委員会は、令和5年9月に荷主3万名に対し、令和6年1月に物流事業者4万名に対し、それぞれ書面調査を開始し、現下の労務費、原材料価格、エネルギー等のコスト上昇分の協議を経ない取引価格の据置き等が疑われる事案について、荷主121名に対する立入調査を実施した。そして、同年6月6日、調査結果を取りまとめ、公表した。同調査においては、独占禁止法上の問題につながるおそれのあった荷主573名に対し、具体的な懸念事項を明示した注意喚起文書を送付した。

また、令和6年においても荷主と物流事業者との取引に関する調査を実施しており、同年10月18日に荷主を対象とした調査票を3万通送付し、令和7年1月31日に物流事業者を対象とした調査票を4万通送付した。今後、書面調査等の結果を踏まえ、同年6月目途に調査結果を取りまとめ、公表する。

## (3) 労務費転嫁指針の周知徹底

公正取引委員会は、労務費転嫁指針について、事業者向けの説明会を実施したほか、中小企業向けのプッシュ型広報・広聴企画の実施や、啓発動画の作成、テレビ・ラジオCMでの広告など、同指針の周知を進めてきた。令和6年11月からは、政府広報と連携した動画広告として、電車やタクシーなどの交通広告のほか、Web広告などでの周知も実施した。

また、当委員会は、全国で開催された「地方版政労使会議」のうち、44 都道府県の会議に参画し、労務費転嫁指針の周知を実施した。

### 3 独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底

#### (1) 「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正

公正取引委員会は、労務費転嫁指針等を踏まえ、下請法上の買いたたきの解釈・考え方が更に明確になるよう、令和6年5月27日、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号。以下「下請法運用基準」という。）の改正を行った。改正後の下請法運用基準の内容については、解説動画を公開するとともに、下請法の講習会等の機会を通じて周知徹底を図っている。

#### (2) 「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について」の発出

公正取引委員会は、令和6年4月30日、手形等が下請代金の支払手段として用いられた場合の指導基準及び指導方針を変更し、手形等を下請代金の支払手段として用いる場合においてほぼ妥当と認められるサイトの基準について、業種を問わず60日にするとともに、親事業者がこれを超える長期の手形等を支払手段として用いる場合、割引困難な手形（一括決済方式又は電子記録債権の場合は支払遅延）に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し指導することとし、令和6年11月1日から運用を開始した。また、指導基準等の変更に伴い、公正取引委員会及び中小企業庁の連名で、サプライチェーン全体での支払手段の適正化及び支払手段の改善に取り組む事業者の資金繰りへの配慮について、それぞれ関係する事業者団体や省庁等に要請した。

さらに、新たな指導基準等の運用開始に当たり、公正取引委員会及び中小企業庁の連名で、令和6年度に実施した下請法に基づく定期調査において、サイトが60日を超える手形等により下請代金を支払っており、かつ、現金払への変更や手形等のサイトを60日以内に短縮する予定はないとした親事業者約700名に対し、令和6年11月1日以降に手形等により下請代金を支払う場合には、手形等のサイトを60日以内に短縮することを求める注意喚起を行った。

注意喚起の対象者に対するフォローアップや、違反のおそれがある事業者に対する指導等については前記第1の2(1)イ(カ)参照。

#### (3) 相談対応の強化

公正取引委員会は、相談窓口において、下請法及び優越的地位の濫用に係る相談を受け付けている。令和6年度においては、下請法に関する相談が17,883件、優越的地位の濫用に関する相談が5,073件の合計22,956件の相談に対応した。また、令和3年9月8日、「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」を設置し、フリーダイヤル経由で電話相談に対応している。

当委員会及び中小企業庁は、中小事業者等が匿名で情報提供できる「違反行為情報提供フォーム」を設置し、買いたたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報を受け付けており、令和6年度は、当委員会に対して876件の情報が寄せられた。

また、当委員会は、事業者が匿名で情報提供できる「労務費の転嫁に関する情報提供フォーム」を設置し、労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する情報を広く受け付けており、令和6年度は、当委員会に対して160件の情報が寄せられた。

「違反行為情報提供フォーム」

(買ったたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報提供フォーム)

<https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/kaitataki.html>

「労務費の転嫁に関する情報提供フォーム」

<https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/romuhitenka.html>

また、当委員会は、「取引改善のススメ」をテーマとして、中小事業者における労務費転嫁指針の活用を推進するべく、「出張！トリテキ会議」（取引適正化推進会議）と称する中小事業者団体向けの広報・広聴企画を全国各地で開催している。令和6年度においては、24回の会議を開催した。

さらに、当委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口（約2,200か所）を活用し、相談を受け付けている。令和6年度においては、相談窓口を利用する中小事業者の独占禁止法及び下請法に対する理解を助けるため、中小事業者向けリーフレット（「1分で分かる！独禁法」）等の参考資料を全国の商工会議所及び商工会へ配布した。

当委員会は、引き続き、相談対応の強化を進めていく。

## 不当なしわ寄せに関する下請相談窓口

(不当な下請取引) - ゼロゼロ-110番

**電話番号 0120-060-110**

※固定電話のほか、携帯電話からも御利用いただけます。

※公正取引委員会の本局又は地方事務所等の相談窓口につながります。

【受付時間】10:00~17:00

(土日祝日・年末年始を除く。)

### (4) 不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の拡充・強化

#### ア エンフォースメントとアドボカシーの一体的運用

下請法違反行為に係る個別事件においては、必要に応じて、勧告事案があった業界団体を所管する関係省庁と連携しながら、業界団体による自主点検や、業界に向けた研修・講演会などを実施し、業界全体を挙げた下請法等に関する

コンプライアンスの取組を促している。令和6年度においては、4件の勧告事件に関連して、関係省庁と連携した取組を実施した（詳細は別紙4参照）。

#### イ 下請取引適正化推進月間に関する取組

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化の推進に関する講習を実施するなどの普及啓発活動を実施している。令和6年度においては、各種媒体を通じた広報やポスターの掲示に加え、下請取引適正化推進講習会テキストの内容を繰り返し習得できる動画を配信した。

また、「下請取引適正化推進月間」を効果的にPRすることを目的として、キャンペーン標語についての一般公募を実施し、令和6年度の特選作品として「賃上げと 労務費転嫁を 両輪に」を選定した。

#### ウ コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、令和6年度において、①下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習（講習会37回、講習動画の配信）、②下請法等に関する基礎知識を有する者を対象とした事例研究を中心とした応用的な内容に関する応用講習（講習動画の配信）、③業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う業種別講習（講習動画の配信）、④事業者団体が開催する研修会等への出講（講師派遣237回）を実施した。

#### エ 親事業者に対する下請法遵守のための年末要請

年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、公正取引委員会及び経済産業省は、下請法の遵守の徹底等について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名の文書で要請している。令和6年度においては、関係事業者団体約1,700団体に対し、令和6年11月15日に要請を行った。

#### オ 下請取引等改善協力委員への意見聴取

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和6年度における下請取引等改善協力委員（定員）は153名である。令和6年度においては、下請取引等改善協力委員から、労務費、原材料価格、エネルギーコストの上昇に伴う下請代金の見直しなどについて意見聴取を行った（寄せられた主な意見は別紙5参照）。

## 令和6年度における勧告事件

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
食料品等の小売業 (R6. 5. 22 勧告)	<p>生活協同組合コープさっぽろは、次のアからオまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。</p> <p>ア 「月次リベート」の額（令和3年8月から令和6年4月まで）</p> <p>イ 「システム利用料」の額（令和4年7月から令和6年4月まで）</p> <p>ウ 「協賛年契リベート」の額（令和3年10月から令和6年4月まで）</p> <p>エ 「達成割戻金」の額（令和4年5月）</p> <p>オ 「支払通知作成料」の額（令和3年8月から令和6年4月まで）</p> <p>減額金額は、下請事業者27名に対し、総額2537万4079円であり、生活協同組合コープさっぽろは勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。</p>	第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止)
漬物製品の製造販売業 (R6. 6. 14 勧告)	<p>三井食品工業㈱は、令和4年5月から令和5年8月までの間、次のアからカまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。</p> <p>ア 「物流協力金」の額</p> <p>イ 「物流費」の額</p> <p>ウ 「特売条件」の額</p> <p>エ 「割戻金」の額</p> <p>オ 「サンプル使用分」の額</p> <p>カ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、三井食品工業㈱が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額</p> <p>減額金額は、下請事業者6名に対し、総額988万6497円であり、三井食品工業㈱は勧告前に当該金額の一部を下請事業者に支払っている。</p>	第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止)
ラベル等の印刷物の製造販売業 (R6. 6. 19 勧告)	<p>大阪シーリング印刷㈱は、令和4年4月から令和5年10月までの間、下請事業者が作成したデザインについて、給付の受領後に実施する受入検査において問題がないとしたにもかかわらず、その後自社顧客である食品製造業者等からやり直しの依頼があったことを理由として、下請事業者に対し、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、合計24,600回のデザインのやり直しを無償でさせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>大阪シーリング印刷㈱は勧告前に、下請事業者36名に対し、デザインのやり直しをさせたことによる費用相当額として、総額984万円を支払っている。</p>	第4条第2項第4号 (不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止)
自動車に架装する外装及び内装用の製品の製造販売業 (R6. 7. 5 勧告)	<p>㈱トヨタカスタマイジング&amp;ディベロップメントは、次の行為を行っていた。</p> <p>① 返品 令和4年7月から令和6年3月までの間、下請事業者から製品を受領した後、当該製品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該製品に瑕疵があることを理由として、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該製品を引き取らせていた。</p> <p>② 不当な経済上の利益の提供要請 遅くとも令和4年7月1日以降、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型等について、当該金型等を用いて製造する製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者49名に対し、合計664個）。</p> <p>返品した製品の下請代金相当額等は、下請事業者65名に対し、総額5427万3356円であり、㈱トヨタカスタマイジング&amp;ディベロップメントは勧告前に当該金額を下請事業者を支払っている。</p>	①第4条第1項第4号（返品の禁止） ②第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
食料品等の卸売業 (R6. 9. 4 勧告)	<p>パルシステム生活協同組合連合会は、次のア及びイの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。</p> <p>ア 「特売条件」の額（令和5年4月から令和6年6月まで）</p> <p>イ 「DC利用料」の額（令和5年4月から令和6年5月まで）</p> <p>減額金額は、下請事業者5名に対し、総額2770万9078円であり、パルシステム生活協同組合連合会は勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。</p>	第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止)
水栓金具等の製造販売業 (R6. 9. 26 勧告)	<p>SANEI(株)は、次の行為を行っていた。</p> <p>① 減額 令和4年7月から令和6年1月までの間、「仕入割引」の額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。</p> <p>② 不当な経済上の利益の提供要請 遅くとも令和4年7月1日以降、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型について、当該金型を用いて製造する水栓金具等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、自己のために無償で保管させるとともに、当該金型の現状確認等の棚卸し作業を1年間当たり1回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者50名に対し、合計692型）。</p> <p>減額金額は、下請事業者10名に対し、総額470万9138円であり、SANEI(株)は勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。</p>	①第4条第1項第3号(下請代金の減額の禁止) ②第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)
建築資材の製造販売業 (R6. 10. 23 勧告)	<p>ナイス(株)は、令和4年11月から令和6年5月までの間、次のア及びイの行為により、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。</p> <p>ア 「仕入割引」の額を下請代金の額から差し引いていた。</p> <p>イ 「リベート」の額を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。</p> <p>減額金額は、下請事業者34名に対し、総額2320万1649円であり、ナイス(株)は勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。</p>	第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止)
「VTuber 動画」の作成業 (R6. 10. 25 勧告)	<p>カバー(株)は、令和4年4月から令和5年12月までの間、下請事業者23名に対し、下請事業者の給付を受領した後に、発注書等で示された仕様等からは作業が必要であることが分からないやり直しを合計243回無償でさせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p>	第4条第2項第4号 (不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止)
出版事業、映像事業、通販事業 (R6. 11. 12 勧告)	<p>(株)KADOKAWA（以下「KADOKAWA」という。）及び(株)KADOKAWA LifeDesign（以下「LifeDesign」という。）は、次の行為を行っていた。</p> <p>なお、KADOKAWA にとっては令和6年3月まで、LifeDesign にとっては同年4月以降、雑誌「レタスクラブ」の発行事業において、レタスクラブの記事作成及び写真撮影業務（以下「本件業務」という。）を下請事業者に委託している。</p> <p>① KADOKAWA は、令和5年1月、自社の収益改善を図るため、本件業務の発注単価を改定する旨を記載した「原稿料改定のお知らせ」と題する文書を下請事業者へ通知した上で、下請事業者と十分な協議を行うことなく、当該発注単価を従前の単価から約6.3パーセントないし約39.4パーセント引き下げることを一方的に決定し、令和5年4月発売号以降のレタスクラブに係る本件業務を下請事業者26名に委託する際に、当該引下げ後の単価を適用した。</p> <p>② LifeDesign は、令和6年4月1日にKADOKAWA からレタスクラブ事業を承継し、本件業務を下請事業者21名に委託する際の発注単価について、同月以降、下請事業者と十分な協議を行うことなく、KADOKAWA が当該承継前に一方的に決定した単価をそのまま適用している。</p>	第4条第1項第5号 (買ったたきの禁止)

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
圧延用ロール、マリンチェーン等の製造販売業 (R6. 11. 21 勧告)	<p>住友重機械ハイマテックス㈱は、遅くとも令和5年4月1日から令和6年7月末日まで、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型、木型及び治具について、当該金型等を用いて製造する金型及び部品の次回以降の発注の有無又は次回以降の具体的な発注時期の見通しを示すことができないにもかかわらず、下請事業者に対し、引き続き、当該金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者5名に対し、合計178個）。</p> <p>住友重機械ハイマテックス㈱は勧告前に、下請事業者5名に対し、協議を行い見積書を徴収した上で、無償保管を行わせたことによる費用相当額として、総額319万6723円を支払っている。</p>	第4条第2項第3号 （不当な経済上の利益の提供要請の禁止）
電気通信機器等の製造販売業 (R6. 12. 5 勧告)	<p>電気興業㈱は、遅くとも令和3年9月1日以降、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型、樹脂型又は治具について、当該金型等を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者20名に対し、合計339個）。</p>	第4条第2項第3号 （不当な経済上の利益の提供要請の禁止）
ラジエーター等の熱交換器及び燃料タンク等の車体部品の製造販売業 (R7. 1. 23 勧告)	<p>東京ラジエーター製造㈱は、遅くとも令和4年12月1日以降、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型について、当該金型を用いて製造する製品及びその部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者30名に対し、合計2,389型）。</p>	第4条第2項第3号 （不当な経済上の利益の提供要請の禁止）
自動車用ばね等の製造販売業 (R7. 2. 18 勧告)	<p>中央発條㈱は、遅くとも令和5年4月1日から令和6年10月25日まで、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型について、当該金型を用いて製造する自動車用ばね等の製造を大量に発注する時期を終えた後、下請事業者に対し、当該金型を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者24名に対し、合計608型）。</p> <p>中央発條㈱は勧告前に、下請事業者24名に対し、協議を行った上で、無償保管を行わせたことによる費用相当額として、総額572万5260円を支払っている。</p>	第4条第2項第3号 （不当な経済上の利益の提供要請の禁止）
自動車用エンジン等の自動車用部品の製造販売業 (R7. 2. 18 勧告)	<p>愛知機械工業㈱は、遅くとも令和5年8月1日から令和6年12月30日まで、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型、治具及び機械設備について、当該金型等を用いて製造する自動車用部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、下請事業者に対し、当該金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者5名に対し、合計415個）。</p> <p>愛知機械工業㈱は勧告前に、下請事業者5名に対し、協議を行い請求書を徴収した上で、無償保管を行わせたことによる費用相当額として、総額1925万5498円を支払っている。</p>	第4条第2項第3号 （不当な経済上の利益の提供要請の禁止）

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
業務用冷蔵・冷凍庫、冷蔵ショーケース等の製造販売業 (R7.2.19 勧告)	<p>フクシマガリレイ㈱は、次の行為を行っていた。</p> <p>① 年間を通じて適時、下請事業者と価格交渉を行っているところ、これとは別に、自社の原価低減を図るためとして、下請事業者に対し、書面により「価格協力」と称する要請を行った上、次のア及びイの行為を行っていた。</p> <p>ア 令和5年6月から令和6年6月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。</p> <p>イ 令和5年9月から令和6年3月までの間、従前の単価から同単価に一定率を乗じて得た額又は一定額を差し引いた単価（以下「差引き後単価」という。）を設定した上で発注し、差引き後単価で算出される下請代金を支払うことにより、従前の単価で算出される下請代金と差引き後単価で算出される下請代金の差額を自己のために提供させることによって、下請事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>② 令和5年6月から令和6年7月までの間、「事務手数料」と称して、電子受発注等に係るシステムの使用料及び自社が指定する納品伝票の作成費用であるとして、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。</p> <p>前記①アの減額金額は、下請事業者34名に対し、総額2176万2009円、前記②の減額金額は、下請事業者154名に対し、総額1622万8500円、前記①イの行為により提供させた金額は、下請事業者10名に対し、総額255万944円であり、フクシマガリレイ㈱は勧告前にこれらの金額を下請事業者に支払っている。</p>	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止） 第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）
標準ポンプ、カスタムポンプ等の製造販売業 (R7.2.20 勧告)	<p>㈱荏原製作所は、令和5年2月1日以降、下請事業者に貸与していた自社が所有する木型、金型、治具、工具等について、当該木型等を用いて製造する製品及び製品を構成する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該木型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者176名に対し、合計8,900型）。</p>	第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）
家庭用電気製品等の販売業 (R7.2.28 勧告)	<p>㈱ビックカメラは、令和5年7月から令和6年8月までの間、「拡売費」の額等を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。</p> <p>減額金額は、下請事業者51名に対し、総額5億5746万8909円であり、㈱ビックカメラは勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。</p>	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
冠婚葬祭式の施行業 (R7.3.6 勧告)	<p>㈱日本セレモニーは、次の行為を行っていた。</p> <p>① ㈱日本セレモニーは、令和4年9月から令和5年12月までの間、おせち料理及びディナーショーチケット（以下「おせち料理等」という。）を販売するに当たり、あらかじめ、従業員の所属部署、役職又は冠婚葬祭式場等ごとに販売目標数量を定め、販売活動を行っていた。</p> <p>② ㈱日本セレモニーは、前記①の販売目標数量を達成するため、下請事業者の給付の内容と直接関係ないにもかかわらず、下請事業者に対し、下請事業者との取引に係る交渉等を行う発注担当者等から、おせち料理等の購入を要請し、また、当該要請を断るなどした一部の下請事業者に対しては、再度購入を要請していた。</p> <p>③ 下請事業者は、前記②の要請を受け入れて、おせち料理等を購入した。前記③の購入させた金額は、下請事業者23名に対し、総額272万円である。</p>	第4条第1項第6号（購入・利用強制の禁止）
自動車部品の製造販売業 (R7.3.7 勧告)	<p>㈱フタバ九州は、遅くとも令和5年4月1日から令和6年9月末日まで、下請事業者に貸与していた自社が所有する又は㈱フタバ九州の親会社であるフタバ産業㈱から貸与を受けた金型、治具及び検具について、当該金型等を用いて製造する自動車部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者16名に対し、合計3,733個）。</p> <p>㈱フタバ九州は勧告前に、下請事業者16名に対し、無償保管を行わせたことによる費用相当額として、総額2914万951円を支払っている。</p>	第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
商用車用ブレーキ等の製造販売業 (R7.3.19 勧告)	クノールプレムゼ商用車システムジャパン(株)は、令和5年9月から令和6年4月までの間、「One Time Bonus」等の額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者9名に対し、総額6738万6092円であり、クノールプレムゼ商用車システムジャパン(株)は勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。	第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止)
洋菓子等の製造販売業 (R7.3.27 勧告)	(株)シャトレーゼは、次の行為を行っていた。 ① 受領拒否 商品の製造を委託するに際し、当該商品を納入することができる状態にする期日を仕上日として定め、仕上日以降、必要に応じて下請事業者に対し納入を指示することにより、下請事業者の給付を受領する方法を採っており、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者に製造を委託した商品について、仕上日を経過しているにもかかわらず、いまだその一部を受領していない。 ② 不当な経済上の利益の提供要請 下請事業者の仕上日を経過しているにもかかわらず、下請事業者に対し、前記①の受領していない商品を自己のために無償で保管等させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。 前記①の受領していない商品の下請代金相当額は、下請事業者11名に対し、総額2382万9854円である。	①第4条第1項第1号(受領拒否の禁止) ②第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)

～勧告事件の詳細は下記の公正取引委員会ウェブサイトに掲載～

<https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitaukekankoku/index.html>

## 令和 6 年度における下請法違反実例 (勧告以外)

### 1 買ったたきの事例

違反行為等の概要	関係法条
<p>荷主から請け負う貨物の運送を下請事業者に委託しているA社は、労務費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、下請事業者と十分に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。</p> <p>また、A社は、下請事業者の取引価格を引き上げたものの、自社の予算単価のみを基準として、引上げ額の根拠を示さずその理由の説明も行っていないなど、下請事業者と十分に協議することなく、下請代金の額を定めていた。</p>	第4条第1項第5号 (買ったたきの禁止)
<p>スポーツ用品等の製造を下請事業者に委託しているB社は、大量発注が終了し、少量発注になったにもかかわらず、取引価格の見直しをせず、一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。</p> <p>また、B社は、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇している状況下にあるとの認識を持っていたにもかかわらず、下請事業者から価格交渉の要請がない限り、それらのコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、下請事業者との価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。</p>	
<p>楽器等の製造及び修理を下請事業者に委託しているC社は、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、下請事業者との価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。</p> <p>また、C社は、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者へに回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。</p>	
<p>自社が販売するプライベートブランド商品の製造を下請事業者に委託しているD社は、値上げの申入れのない下請事業者に対して、自ら取引価格について協議を申し出ることなく、取引価格を据え置いていた。</p>	

### 2 金型に関連する事例 (型の無償保管に係る不当な経済上の利益の提供要請)

違反行為等の概要	関係法条
<p>園芸用品等の製造を下請事業者に委託しているE社は、自社が所有する金型を下請事業者に貸与して製品の製造を委託しているところ、当該金型の保管費用は製品の発注金額に含まれているとの認識の下、下請事業者に対し、量産終了後の製品の製造に用いる金型の保管費用を支払わず、無償で金型を保管させていた。</p>	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)
<p>ねじ等の製造を下請事業者に委託しているF社は、自社が所有する金型等を下請事業者に貸与して製品の製造を委託していたところ、F社自身も次回以降の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、下請事業者との間で金型等の保管費用の支払等について取決めを行うことなく、無償で金型等を保管させていた。</p>	

### 3 その他の行為類型に係る事例

違反行為等の概要	関係法条
<p>画像収集業務等を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者に対し、あらかじめ検査基準を記載した発注書面を交付せず、検査基準を明確にしていなかったにもかかわらず、下請事業者から受領したデータの一部を不合格とし、受領しなかった。</p>	<p>第4条第1項第1号 (受領拒否の禁止)</p>
<p>婦人服等のプライベートブランド商品の製造を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者との間で締結している取引基本契約書において、下請代金の支払期日について、毎月末日締切、締切後90日以内に支払う旨等を定め、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて下請代金を支払っていた。</p>	<p>第4条第1項第2号 (下請代金の支払遅延の禁止)</p>
<p>消費者等に販売する自社オリジナル商品等の製造を下請事業者に委託しているI社は、下請事業者の商品の納入時に品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、下請事業者に商品を返品した。</p>	<p>第4条第1項第4号 (返品禁止)</p>
<p>溶接用部品等の製造を下請事業者に委託しているJ社は、下請事業者に対し、自社の業務効率化の観点で導入した検収票や納品書等が一体となった専用伝票の購入を要請し、購入させていた。</p>	<p>第4条第1項第6号 (購入・利用強制の禁止)</p>
<p>合成樹脂製品等の製造を下請事業者に委託しているK社は、下請事業者の有償で支給していた原材料の使用状況を考慮せずに対価を決済していたため、当該原材料を用いた給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料の対価を控除していた。</p>	<p>第4条第2項第1号 (有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止)</p>
<p>段ボール製品等の製造を下請事業者に委託しているL社は、下請代金の支払条件について、サイト(手形期間又は決済期間)が60日を超える手形又は電子記録債権により下請代金を支払っていた。 (公正取引委員会は、令和7年1月、サイトが60日を超える手形、一括決済方式又は電子記録債権による下請代金の支払を行っていた親事業者に対し、本件を含め116件の指導を集中的に行った(第1の2(1)イ(カ)参照)。</p>	<p>第4条第2項第2号 (割引困難な手形の交付の禁止) 第4条第1項第2号 (下請代金の支払遅延の禁止)</p>
<p>ソフトウェアの開発を下請事業者に委託しているM社は、下請事業者に対し、仕様変更を理由として、下請事業者の責めに帰すべき理由なく、給付の内容を変更したにもかかわらず、当該変更に伴って生じた費用を負担しなかった。</p>	<p>第4条第2項第4号 (不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止)</p>

措置件数（8,251件）の都道府県ごとの内訳

[単位：件]

令和6年度			令和5年度
地区	都道府県	件数	件数
北海道地区	北海道	261	258
東北地区	青森県	36	42
	岩手県	61	63
	宮城県	100	114
	秋田県	37	37
	山形県	71	66
	福島県	78	95
東北地区計		383	417
関東甲信越地区	茨城県	113	94
	栃木県	77	72
	群馬県	109	82
	埼玉県	293	262
	千葉県	161	175
	東京都	2,701	2,834
	神奈川県	482	431
	新潟県	134	137
	山梨県	29	35
	長野県	165	128
関東甲信越地区計		4,264	4,250
中部地区	富山県	71	60
	石川県	64	70
	岐阜県	113	85
	静岡県	145	149
	愛知県	360	386
	三重県	54	59
中部地区計		807	809

令和6年度			令和5年度
地区	都道府県	件数	件数
近畿地区	福井県	35	40
	滋賀県	52	70
	京都府	148	161
	大阪府	767	758
	兵庫県	231	230
	奈良県	29	21
	和歌山県	24	21
近畿地区計		1,286	1,301
中国地区	鳥取県	36	28
	島根県	43	44
	岡山県	114	133
	広島県	204	189
	山口県	70	72
中国地区計		467	466
四国地区	徳島県	34	35
	香川県	72	69
	愛媛県	69	72
	高知県	28	34
四国地区計		203	210
九州地区	福岡県	253	259
	佐賀県	38	36
	長崎県	41	39
	熊本県	63	57
	大分県	33	41
	宮崎県	29	40
	鹿児島県	43	42
	九州地区計		500
沖縄地区	沖縄県	80	56
全国計		8,251	8,281

(注) 措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。

**エンフォースメントとアドボカシーの一体的運用**  
**(関係省庁と連携した取組の例)**

件名	措置の内容	関係省庁との連携の内容
大阪シーリング印刷株式会社に対する件	勧告 (令和6年6月19日公表)	●経済産業省との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 全日本シール印刷協同組合連合会による団体自主点検</li> <li>➢ 全日本シール印刷協同組合連合会での研修会(下請法、フリーランス・事業者間取引適正化等法)開催</li> </ul>
ナイス株式会社に対する件	勧告 (令和6年10月23日公表)	●農林水産省(林野庁)との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 国産材の安定共有体制の構築に向けた受給情報連絡協議会(全国8ブロック)での講演</li> </ul>
カバー株式会社に対する件	勧告 (令和6年10月25日公表)	●経済産業省との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 経産省主催のコンテンツ業界向け講演会(下請法、フリーランス・事業者間取引適正化等法)開催</li> </ul>
株式会社 KADOKAWA 及び株式会社 KADOKAWA LifeDesignに対する件	勧告 (令和6年11月12日公表)	

## 下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見

### 1 適切な価格転嫁の実現に向けた取組・課題

- 最低賃金が上昇していることを受け、協同組合において、取引価格の基準に係る団体協約を締結する方向で動いている。(輸送用機械器具製造業)
- 発注者の方から価格交渉の場を設けてくれるようになった。今までこのようなことはなかったので、公正取引委員会が労務費転嫁指針を公表した効果があった。(生産用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、情報サービス業、道路貨物運送業)
- 値上げ要請に当たっては、発注者に対し、業界の平均年収や最低賃金の上昇率を根拠資料として示している。(鉄鋼業)
- 労務費については厳密に積算することができない分、価格転嫁が困難。そもそも適正な労務費というのが分からない。(印刷業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業)
- 案件ごとにゼロから見積もるものや、発注者の評価に左右されるものは、市価の把握が困難である。(生産用機械器具製造業、情報サービス業)
- 令和6年夏から異常気象で原材料価格が高騰している。価格に転嫁するとその商品自体が消費者の購入できない価格となってしまうことから、価格転嫁は十分にできていない。(食料品製造業)

### 2 下請代金の手形払の状況

- 令和6年11月から支払を全て銀行振込に変更した。これにより、紙の手形の郵送代及び印紙代が節約できたし、事務の手間も減ったというメリットがある。(金属製品製造業)
- 今後、手形が廃止になった場合は現金振込をすることになるが、支払のサイクルが回り始めれば、それほど大きな問題にはならないと思う。大変なのは最初だけである。(金属製品製造業)
- 受け取る手形について、下請法の対象となる取引については、サイトを60日以内に短縮してもらっているが、下請法の対象とならない取引については、サイトを短縮してもらっていない。(プラスチック製品製造業、鉄鋼業、金属製品製造業)

### 3 フリーランスとの取引状況

- 業界全体でみると、フリーランスと基本契約を結ぶのは少数派で、簡単な注文書のみで取引しているところが多いと思う。金銭的なコストが掛かるものではないし、発注者とフリーランスの両方の権利が守られるので、基本契約を結んでおいて損はないと思う。(ソフトウェア業)

- 番組制作業界はフリーランスに助けられているところがあるため、フリーランスを大切にしており、フリーランス・事業者間取引適正化等法が施行される前から必ず発注書を出している。一方で、フリーランス側は余り法律を気にしないで業務されている人が多いのではないかと考えている。(映像・音声・文字情報制作業)

#### **4 多重委託構造の問題**

- 多重委託構造について、昔はソフトウェア業界でよく耳にしたが、開発したソフトウェアの責任を誰が負うのか不明確な状況になるので、近年は、下請事業者に委託するにしても、再委託までが多い。(情報サービス業)
- 他社に仕事を取られたくないから価格交渉をしない事業者が存在するので価格転嫁に格差が生じているが、その原因は多重委託構造にある。(情報サービス業、道路貨物運送業)

#### **5 物流取引における荷待ち等の問題について**

- 積込みや荷下しといった附帯作業についても、発着荷主との間で取り交わす契約書の別紙覚書に記載するようにしている。当該附帯作業については、荷主等から別途費用負担がなされるといった内容が明記された。(道路貨物運送業)
- 貨物の受入時間について、指定時間に遅れると荷受けをしないという事業者も存在する。指定された時間帯に貨物を輸送しようとする、と、運送業者は早めに到着して受入時間まで待つことになり、いわゆる荷待ちが生じてしまう。(食料品製造業)

#### **6 公正取引委員会への意見・要望**

- 製造側である下請事業者に所有権がある金型の保管料などに関するルール化の整備が遅れていると感じている。(輸送用機械器具製造業)
- 中小事業者の取引適正化のためには、まず川上の大手企業への指導・教育といった働きかけが必要である。(生産用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業)

下請法違反勧告事件一覧（直近5年度分）

年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注3)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
R2- 1	㈱リーガルコーポレーション	製造	R2.4.10	返品			26	11,474,218
R2- 2	㈱コモディイイダ【措置請求】	製造	R2.6.18	減額(リベート, POP代, 振込手数料)	14	16,350,036		
R2- 3	㈱フジデン	役務	R2.7.30	減額(CS管理費, 防犯カメラ代)	12	28,826,725		
R2- 4	マツダ㈱	製造	R3.3.19	不当な経済上の利益の提供要請(手数料)			3	51,123,981
R3- 1	㈱ティーガイア	役務	R3.6.23	減額(戻入金)	8	56,609,388		
R3- 2	東京吉岡㈱	製造	R3.6.30	減額(歩引)	24	20,150,166		
R3- 3	㈱ナガワ【措置請求】	製造	R3.11.12	減額(早期支払割引料)	66	19,119,134		
R3- 4	㈱イング	製造	R4.3.1	減額(物流費, 物流業務委託料)	24	70,948,217		
R4- 1	㈱エスアイシステム	製造	R4.9.9	減額(写真代)	46	36,280,847		
R4- 2	廣川㈱	製造	R5.3.8	減額(歩引, でんさい手数料, 振込手数料)	87	13,236,486		
R4- 3	岡野バルブ製造㈱	製造	R5.3.16	不当な経済上の利益の提供要請(木型)			9	8,863,668
R4- 4	㈱キャメル珈琲	製造	R5.3.17	減額(センターフィー) 返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(下段)	58	7,484,506	49	3,053,210
R4- 5	工機ホールディングス㈱	製造	R5.3.27	買ったたき			1	3,029,268
R4- 6	㈱ナフコ	製造	R5.3.29	返品			181	40,426,744
R5- 1	㈱ノジマ	製造	R5.6.29	減額(拡売費, 物流協力金, セールリベート, キャッシュリベート, オープンセール助成, 発注 手数料)	2	73,109,046		
R5- 2	サンケン電気㈱	製造	R5.11.30	不当な経済上の利益の提供要請(金型)			16	11,440,660
R5- 3	㈱伊藤軒	製造	R5.12.22	減額(春夏協賛, 秋冬協賛, 振込手数料, 特別 値引き, クレーム処理代) 返品	66	8,370,460	50	661,650
R5- 4	㈱メタルテック	製造	R6.1.23	減額(屑費)	5	61,937,555		
R5- 5	王子ネピア㈱	製造	R6.2.15	不当な給付内容の変更及び不当なやり直し			1	26,227,735超
R5- 6	ダイオーロジスティクス㈱	役務	R6.2.21	購入・利用強制			2	69,957,800
R5- 7	サンデン㈱	製造	R6.2.28	不当な経済上の利益の提供要請(金型)			61	-
R5- 8	日産自動車㈱	製造	R6.3.7	減額(割戻金)	36	3,023,676,843		
R5- 9	コストコホールセールジャパン㈱	製造	R6.3.12	減額(協賛金, 値引の原資, 新店協賛金) 返品	20	33,503,828	11	1,998,476
R5- 10	㈱ビッグモーター	製造	R6.3.15	買ったたき, 購入・利用強制, 不当な経済上の 利益の提供要請			12	-
R5- 11	㈱ピーエムハナテン	製造	R6.3.15	購入・利用強制			3	-
R5- 12	㈱Gio	製造	R6.3.19	減額(支払までの期間を短縮する代わりに「値 引(1.5%)」と証する値引き, 「消化仕入」に より支払を保留した商品の下請代金を支払う際 の値引き)	14	82,052,292		
R5- 13	ニデックテクノモータ㈱	製造	R6.3.25	不当な経済上の利益の提供要請(金型)			44	18,124,480
R6- 1	生活協同組合コープさっぽろ	製造	R6.5.22	減額(月次リベート, システム利用料, 協賛金 年契リベート, 達成割戻金, 支払通知作成料)	27	25,374,079		
R6- 2	三井食品工業㈱	製造	R6.6.14	減額(物流協力金, 物流費, 特売条件, 割戻 金, サンプル使用分等)	6	9,886,497		
R6- 3	大阪シーリング印刷㈱	役務	R6.6.19	不当な給付内容の変更及び不当なやり直し			36	9,840,000
R6- 4	㈱トヨタカスタマイジング&ディベロッ メント	製造	R6.7.5	返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(金型)(下 段)			65	54,273,356
R6- 5	パルシステム生活協同組合連合会	製造	R6.9.4	減額(特売条件, DC利用料)	5	27,709,078		

R6- 6	SANEI株	製造	R6.9.26	減額(仕入割引) 不当な経済上の利益の提供要請(金型)	10	4,709,138	50	-
R6- 7	ナイス株	製造	R6.10.23	減額(仕入割引、リベート)	34	23,201,649		
R6- 8	カパー株	役務	R6.10.25	不当な給付内容の変更及び不当なやり直し			23	-
R6- 9	株KADOKAWA(上段)及び 株KADOKAWA LifeDesign(下段)	役務	R6.11.12	買いたたき			26 21	- -
R6- 10	住友重機械ハイマテックス株	製造	R6.11.21	不当な経済上の利益の提供要請(金型)			5	3,196,723
R6- 11	電気興業株	製造	R6.12.5	不当な経済上の利益の提供要請(金型)			20	-
R6- 12	東京ラヂエーター製造株	製造	R7.1.23	不当な経済上の利益の提供要請(金型)			30	-
R6- 13	中央発條株	製造	R7.2.18	不当な経済上の利益の提供要請(金型)			24	5,725,260
R6- 14	愛知機械工業株	製造	R7.2.18	不当な経済上の利益の提供要請(金型)			5	19,255,498
R6- 15	フクシマガリレイ株	製造	R7.2.19	減額(価格協力、事務手数料) 不当な経済上の利益の提供要請	158	37,990,509	10	2,550,944
R6- 16	株荏原製作所	製造	R7.2.20	不当な経済上の利益の提供要請(木型)			176	-
R6- 17	株ビックカメラ	製造	R7.2.28	減額(拡売費、実売助成費等)	51	557,468,909		
R6- 18	株日本セレモニー	役務	R7.3.6	購入・利用強制			23	2,720,000
R6- 19	株フタバ九州	製造	R7.3.7	不当な経済上の利益の提供要請(金型)			16	29,140,951
R6- 20	クノールプレミアムゼ商用車システムジャパ ン株【措置請求】	製造	R7.3.19	減額(One Time Bonus等)	9	67,386,092		
R6- 21	株シャトレーゼ	製造	R7.3.27	受領拒否(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(下段)			11 -	23,829,854 -

(注1)「関係人」欄中「【措置請求】」の記載のあるものは、中小企業庁長官から措置請求があった事件である。

(注2)「分野」欄には、違反に係る下請取引が複数分野ある事件では、下請事業者が被った不利益が大きいものから記載している。

(注3)「その他」欄の「金額」欄には、減額以外の事件について下請事業者が被った不利益の額を記載している。